

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

地 域 第 1 2 2 号
令 和 6 年 3 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「交番・駐在所再編等検討委員会設置要綱」の制定について

交番・駐在所の再編計画については、これまで、「「交番・駐在所再編等検討委員会設置要綱」の制定について」（平成25年5月15日付け青警本地第210号ほか。以下「旧通達」という。）に基づく「交番・駐在所再編等検討委員会」の中で協議の上、検討・見直しを実施してきたところであるが、このたび、所要の改正を行い、新たに「交番・駐在所再編等検討委員会設置要綱」を別添のとおり制定し、令和6年4月1日から運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

本件担当：地域課企画係

別添

交番・駐在所再編等検討委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所再編等検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会の設置

警察本部に交番・駐在所再編等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 委員会の任務

委員会は、本県における治安情勢等に対応した適正な交番・駐在所の配置及び交番施設の機能強化等について協議し、その積極的推進を図ることを任務とする。

第4 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- 委員長 生活安全部長
- 委 員 警務課長
会計課長
施設装備課長
総務事務推進課長
生活安全企画課長
地域課長
通信指令課長

第5 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要と認めるときにこれを招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 第3の任務に係る具体的な事項を検討するため、委員会の下に幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - 幹事長 地域課長
 - 幹 事 警務課企画係課長補佐
会計課予算統括官
施設課装備課施設調査官
総務事務推進課総務室企画係課長補佐
生活安全企画課生活安全部企画係課長補佐
地域課地域調査官
地域課企画係課長補佐
地域課企画係長
通信指令課企画・管理係課長補佐

3 幹事長は、必要があると認めるときは、関係所属に調査を依頼し、又は資料の提出を求めることができる。

4 幹事会の運営については、第5の規定を準用する。

第7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、地域課において処理する。